弁当調製施設調査票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施　　設　　名 |  | | |
| 所　　在　　地 | 〒 | | |
| （TEL）　　　－　　　－　　　　（FAX）　　　－　　　－  （e-mail） | | |
| ふりがな  担 当 者 氏 名 |  | | |
| 許 可 年 月 日 |  | 許 可 番 号 |  |
| 従　業　員　数 | 人（うち調理従業員数　　　人）（うち配送従業員数　　　人） | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調  製  能  力 | １日当たりの弁当調製能力 | | 最大（　　　　　　　）食 ・ 通常（　　　　　　　）食 | | |
| 提供可能数 | ・令和6年10月4日（金）　 レスリング公式練習日① | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月5日（土） 　レスリング公式練習日② | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月6日（日） 　レスリング競技日① | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月7日（月）　 レスリング競技日② | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月8日（火）　 レスリング競技日③ | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月9日（水）　 レスリング競技日④  　　　　　　　　　　　　 　 軟式野球公開練習日① | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月10日（木）　軟式野球公開練習日② | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月11日（金）　軟式野球競技日①  　　　　　　　　　　　　　　なぎなた公式練習日① | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月12日（土）　なぎなた競技日① | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月13日（日）　軟式野球競技日③  なぎなた競技日② | | （　　　　　　　）食 | |
| ・令和6年10月14日（月・祝）なぎなた競技日③ | | （　　　　　　　）食 | |
| 提供可能数　合計 | | （　　　　　　　）食 | |
| 調製した弁当の運搬及び廃棄容器等の回収については、嬉野市内一円で対応可能　　□可 | | | | | |
| 衛生管理体制 | 検食の保管（原材料及び調理済み食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、マイナス20℃以下で２週間以上保存） | | | | □可 □不可 |
| 競技開始前１ヶ月以内に調理従事者全員の検便検査の実施  ※赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌は必須  ※ノロウイルス検査（抗原検査）も含めることが望ましい | | | | □可 □不可 |
| 食品関係法令並びに「嬉野市食品衛生対策実施要領」に基づく食品衛生管理 | | | | □可 □不可 |
| 対応能力 | 実行委員会が定める弁当料金に応じた調製 | | | | □可 □不可 |
| 実行委員会が指定する容器、包装紙等による提供 | | | | □可 □不可 |
| 食材、献立内容について、実行委員会の指示遵守 | | | | □可 □不可 |
| 試食会等に使用するサンプルの提供 | | | | □可 □不可 |
| 弁当献立ごとに使用する食材・調味料等のデータ提供  ※実行委員会において表示シールを作成するために必要なデータを提供できない場合は、調整施設において表示シールを作成することとなります。  名称、原材料名（アレルゲン、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含  む）、食品添加物、消費期限（時刻まで表示）、保存方法、製造所所在地・製  造者名、関係法令に規定される表示、提供後速やかに食べてもらう注意喚起  表示、持ち帰りを禁止する表示、その他実行委員会が指示する表示 | | | | □可 □不可 |
| 弁当付属品（お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用袋）の提供 | | | | □可 □不可 |
| お品書き（実行委員会提供）の添付 | | | | □可 □不可 |
| 弁当納入（指定した時刻及び場所、搬送が容易な段ボール等への梱包） | | | | □可 □不可 |
| 適切な温度管理を行い、衛生的に配送できる運搬車等での配送 | | | | □可 □不可 |
| 競技会・公式練習等の運営に合わせた受注、搬入、廃棄容器の回収 | | | | □可 □不可 |
| 荒天等への対応（会場変更、規模縮小又は開催中止となった場合に、実行委員会の指示に基づく対応） | | | | □可 □不可 |

※　本調査票御申告いただいた内容は実行委員会で厳重に管理し、実行委員会の弁当調達関係業務を

行う上で必要な場合（食品衛生指導に資するため、所轄保健福祉事務所等に必要な情報を提供することを含む）に限り使用いたします。

※　本調査票は、弁当調製施設ごとに作成し、提出してください。